申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

（整理番号　　－　　）

処　　分　　名		個人事業承継計画の変更の確認
根拠法令および条項		中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 7 項または第 8 項
所管部課グループ名		産業技術課工業・繊維グループ（電話 0776-20-0370（内線　2746））
審査基準	項　　目	内　　容
		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 7 項または第 8 項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 9 項において準用する同規則第 17 条第 4 項に基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日　　令和元年 9 月 1 日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）	
標準処理期間		1　　月
	設定年月日　　令和元年 9 月 1 日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）	